

ベビーシッター派遣事業割引券ご利用案内

認定NPO法人フローレンスは、平成30年度実施事業者である「公益社団法人全国保育サービス協会」のベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として再認定を受ける見込みです。

ベビーシッター派遣事業割引券は保育サービスを利用された場合に1日1家庭1枚(2,200円)ご利用いただけます。ご利用内容・ご利用手順などは以下のとおりです。

■ ご利用内容

※月1回目の保育にもご利用いただけます。

(前月お支払いの月会費から、割引額の2,200円を返金いたします。返金方法は以下参照。)

ただし、ひとり親支援プランの方は月会費が2,200円未満のため、月1回目の保育利用時に利用料が2,200円以上にならないとご利用いただけません。

※月2回目以降の保育利用時の保育料が2,200円未満の場合、および交通費は対象外です。

※入会金・更新料・病児保育をご利用しない月の月会費・オプション料・キャンセル料にはご利用いただけません。

※有効期限が切れている場合はご利用いただけません。

※月会費のないプランの方は、1日の保育料が2,200円以上の場合にご利用いただけます。

■ ご利用の手順

- ① ご利用いただく割引券は、交付日・承認事業主名と社印・労働者氏名が記入されていること、有効期間内であることを確認してください。
- ② 割引券は1日1家庭1枚ご利用いただけます。
- ③ 割引券のご利用は、保育利用日が有効期間内であることを確認してください。
- ④ 割引券は、保育当日に保育者にお渡しください。(できるだけ朝の引き継ぎ時にご用意ください)
- ⑤ 保育者は保育終了時に割引券使用報告用半券(左側半券)と、割引券本券(右側本券)の『♣️利用時ベビーシッター記入欄』に記入します。
- ⑥ 利用者は、保育者が記入した「利用日と利用時間」を割引券本券(右側本券)の『♥️利用時労働者(利用者)欄』に転記してください。
- ⑦ 割引券を切り離して、割引券本券(右側の大きい券)を保育者にお渡しください。保育者が持ち帰りいたします。

■ 割引金額の返金方法について

割引金額は、保育利用月の翌月のご請求時にクーポン利用料として反映(控除)いたします。

返金額がご請求額を上回る場合は、差額を登録口座へ返金(振込)いたします。

以上